令和５年度　群馬県剣道連盟　審判講習会　資料

期日：令和５年４月２３日(日)
会場：ALSOK ぐんま武道館　大道場

（＊アンダーラインの部分は、本講習会における重要事項を示す。）

１　審判の目的

審判の目的は試合・審判規則を正しく運用し、「試合による全ての事実を正しく判断し、決定する」ことである。（「剣道試合・審判・運営要領の手引き」（以下「手引き」という）P4）

また、「剣道試合・審判規則」第１条（本規則の目的）（以下「規則」または「細則」という）には「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」とある。

これらの目的を常に自覚するとともに、試合を通して日本の伝統文化である剣道（理法）を正しく継承し、「剣道の理念」にある「人間形成」（公明正大）を醸成することをねらいとして、審判（適正公平）にあたる必要がある。

規則に明記なし　⇒　第1条(公明正大)に基づき判断
『ルール(反則)のギリギリではなくルールの中心で試合をするように指導する』

２　審判員の任務（「手引き」P4）

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。さらに、審判員の「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚する必要がある。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。したがって、審判員は独善や主観ではない、妥当性と客観性に基づいた自己の心の決断によって判定しなければならない。

そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

なお、主な任務は以下のとおりである。

(1)有効打突の見極め。
(2)禁止行為及び不当な行為の判断や判定。
(3)適正な試合運営及び試合の活性化。

禁止行為　:規則(15～17条)細則(14～16条)
不当な行為:規則・細則に明記なし⇒公明正大

審判がよければ試合が活性化

３　審判員の心得（「手引き」P5）

(1)一般的要素

①公平無私であること。
②試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
③剣理に精通していること。
④審判技術に熟達していること。
⑤健康体で、かつ活動的であること。

(2)留意事項

①服装を端正にすること。
②姿勢・態度・所作などを厳正にすること。
③言語が明晰であること。
④数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。
⑤良い審判を見て学ぶこと。

以下、補足として

⑥敏速果敢な判定を行うこと。
⑦観衆や応援者に惑わされない冷静な判断を行うこと。
⑧判定にあたり常に、正確・自信・勇気を心がけること。

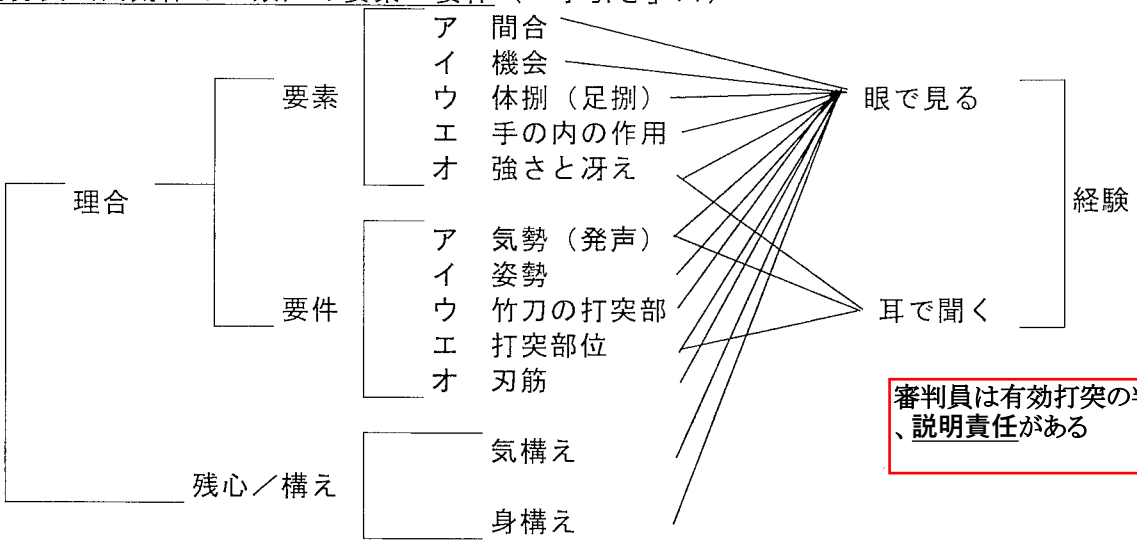
審判員服装
・光物(ネクタイピン等)見せない
・五本指靴下は不適切
⇒試合者に違和感を与える恐れがある為。
(規定はないが)

(3)その他の要素

①経験を有していること。
②協調性を有していること。

４　有効打突の見極め

(1) 有効打突（気剣体の一致）の要素・要件（「手引き」P7）



審判員は有効打突の判定に対して、説明責任がある

要件…「規則」第 12 条（有効打突）「有効打突は、充実した気勢、適正な姿勢をもって、竹刀の打突部で打突部位を刃筋正しく打突し、残心あるものとする。」

(2)「刃筋正しく」とは（「細則」第 10 条）
「竹刀の打突方向と刃部の向きが同一方向」であることをいう。

技の違い、練度によって打突の強度の見極めが必要

(3) 玄妙な技の判定（「手引き」P6）
打突そのものが軽くても、「玄妙な技」などは技の質として一本に採れる場合がある。“軽いから一本にならない”とはせずに、技の違いによる有効打突（打突の強度等）を見極めることが大切である。
（＊しかけ技と応じ技、試合者の練度等の違いによる、有効打突の見極めも重要である。）

(4) 次の場合は、有効打突とすることができる（「細則」第 11 条）
①竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。
②一方が、場外に出ると同時に加えた打突。
③倒れた者に直ちに加えた打突。

＊「直ち」と「同時」または「一呼吸」との違いに注意する。

直ち　:行為後の1打
同時　:仕掛済み1打
一呼吸:約3秒

(5) 次の場合は、有効打突としない（「細則」第 12 条）
①有効打突が、両者同時にあった（相打ち）場合。
②被打突者の剣先が、相手の上体前面に付いてその気勢、姿勢が充実している場合。

相打ちはないと思え、どちらか早いはず！

試合時間終了時の有効打突は、時計優先

(6) 有効打突の取消し（「規則」第 27 条）
試合者に不適切な行為（打突後に相手に対して身構え気構えがない、打突後に必要以上の余勢や有効を誇示したなど）があった場合は、主審が有効打突の宣告をした後でも、審判員は合議の上、その宣告を取り消すことができる。

(7) 残心の解釈と見極め（「手引き」P8）
残心とは一般的に打突後の気構えと身構えの総称である。　―中略―　なお、「先」の技をきめてからの残心と、応じ技をきめてからの残心とでは、残心の内容に違いがある。例えば、応じ技などは瞬間的に残心をとる（形に現わさない）場合もある。

『残心を取らなかったのか、取れなかったのかを見極める』

(8) 二刀について（「手引き」P17）
①小刀での打突が有効打突になるには、大刀で相手の大刀を制している場合で、打った方の肘がよく伸び、充分な打ちで条件を満たしていることを必要条件とする。ただし、鍔競り合いでの小刀の打突は原則として有効としない。
②試合中、竹刀が破損し、代えの竹刀がなければ試合不能として、負けとする。
③二刀の鍔競り合いは、小刀を下に、大刀を上にして、二刀が交差するよう指導する。

5　禁止行為及び不当な行為を見逃さない

(1)薬物の使用・保持(「規則」第15条)
→２本負け、既得本数・既得権は認めない。さらに、退場処分となり、団体戦での補欠の補充なし(「規則」第18条)

『監督の退場もあり得る』

(2)審判員または相手に対する非礼な言動(「規則」第16条)
→同上

参考:宣告方法
「非礼な言動　勝負あり」

(3)以下の行為は禁止行為(「規則」第17条)
①定められた以外の用具(不正用具：平成31年4月1日一部改訂)を使用する。
→２本負け、既得本数・既得権は認めない。ただし、発見以前の試合までさかのぼらない。その後の試合は継続できないが、団体戦での補欠の補充あり。(「規則」第19条)
②相手に足を掛けまたは払う。
→②を含め、下記の③～⑦の禁止行為は全て反則とし、反則は２回で相手に１本を与える。また、反則は１試合を通じて積算する。ただし、同時反則で両者が負けとなる場合は、相殺し反則としない。(「規則」第20条)
③相手を不当に場外に出す(不当な押し出し・突き出し)。
④試合中に場外へ出る(先に出た者のみ反則、なお有効打突を取り消したときは反則としない)。
ただし、「場外」は以下の通りとする。(「細則」第15条)
1) 片足が、完全に境界線外に出た場合。
2) 倒れたときに、身体の一部が境界線外に出た場合(境界線外でも、床から浮いていれば「場外」ではない)。
3) 境界線外において、身体の一部または竹刀で身体を支えた場合。
⑤自己の竹刀を落とす(直後に有効打突があった場合は反則としない)。
⑥不当な中止要請をする。
⑦その他、この規則に反する行為をする(「細則」第16条)。
1) 相手に手をかけまたは抱えこむ。
2) 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
3) 相手の竹刀を抱える。
4) 相手の肩に故意に竹刀をかける。
5) 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
6) 故意に時間の空費をする。
7) 不当な鍔競り合いおよび打突をする。

(4)不当な行為(５－(1)～(3)までの、禁止された行為以外の行為)について
禁止行為は、「規則」や「細則」に反する「違法行為」であるが、「不当な行為」とは違法とまではいえないが、一般的な通常の概念を超えた行為や、剣道の理念・理法に著しく反する行為として考える。(「規則」第１条に照らして判断する。)
①問題のある「不当行為」は、審判員の合議の後に反則とすることができる。
②原因と結果の関係を見極め、厳格に対処することが求められる。
③不当な行為は、厳格に見極め見逃さない。

鍔競り合いの解消に至る時間は、一呼吸(約3秒)とする。
〇:打突後、体の勢いが無くなり体が接触してから計測
✖:鍔競り合いの体勢となった後から計測

(5)鍔競り合いについて(「手引き」P9～11)
①正しい鍔競り合いをしているか。
②打突の意志が有るか。
③分かれる意志が有るか。
④「膠着」の判断をしっかりと行うが、安易に「分かれ」をかけない。
⑤鍔競り合いの姿勢、逆交差、時間的な経過などは、総合的かつ客観的に判断して「一般的に見て異常な行為」と判断したら反則をとることが望ましい。
⑥膠着や不当な鍔競り合いに関する処置は、試合運営に関わる主審の専決事項である。

鍔競り合いの補足　参照

(6)負傷又は事故の処理について(「規則」第30・31・32・33条)
①試合継続の可否判断は、医師の意見を徴し審判員の総合判断。その処理は原則５分以内。
②試合継続ができないとき、その原因が一方の故意及び過失の場合は原因を起こした者をを負けとし、原因が不明瞭な場合は試合不能者を負けとする。
③負傷又は事故者は、医師及び審判員の判断でその後の試合出場は可能。加害者として負

けとされた者及び試合を棄権した者は、その後の試合に出場できない。
④加害者として負けとされた者の、既得本数及び既得権は認めない。ただし、試合不能者及び試合を棄権した者の既得本数は有効となる。

6　適正な試合運営と試合の活性化を図り、剣道（の在り方）を善導する

(1)審判長の任務（「規則」第 22 条、「細則」第 18・19 条）
①公正な試合を遂行する必要な権限を有する。
②規則および細則の厳正な運用、試合の進行に留意する。また、異議の申し立てについて決済を行うと共に、その他規則および細則にない諸問題や突発事故について判断を行う。

(2)審判主任（２コート以上の場合）の任務（「規則」第 23 条、「細則」第 20 条）
①審判長を補佐し、各試合場における運営に必要な審判上の権限を有する。
②当該試合場の責任者として、試合場の審判員を掌握し、規則および細則の適切な実施について留意する。違反や異議の申し立てがあった場合は、適切敏速に処置し、必要に応じて審判長に報告する。

(3)審判員について（「規則」第 24 条、「細則」第 21 条）
①主審１名、副審２名を原則とし、有効打突およびその他の判定については同等の権限を有する。
②主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、有効打突および反則などの表示と宣告を行う。
③副審は、主審を補佐すると共に、有効打突および反則などの表示を行う。なお。緊急のときは、試合中止の表示と宣告をすることができる。
④審判員は、宣告および表示を明確に行うこと。
⑤審判員相互の意思統一をはかること。
⑥審判員相互の旗の表示を確認すること。
⑦審判員が有効打突の表示を行った場合は、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない（「規則」29 条）。
⑧試合終了後に、必要に応じ審判主任や審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

(4)審判員が有効打突などの判定に疑義がある場合は、合議の上、その是非を決定する。（「規則」第 28 条、「細則」第 25 条）
なお、上記の「判定に疑義」のある場合とは、つぎのとおりとする。
①有効打突または反則を錯誤して判定した場合。
②試合時間終了の合図が確認できず試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合（合図と同時の打突は、有効打突になりえる）。
③反則回数を錯誤して、試合が継続され、有効打突の判定が行われた場合。

(5)審判員は、反則を認めた場合、試合を中止させ、旗を直ちに表示する。ただし、反則の事実が不明瞭のときは、合議の上その有無を決定する。（「規則」第 29 条）

(6)主審と副審の協調・協働を心がける
①試合の運営にかかわる主審の専決事項
主審の、「止め、合議」の宣告後に合議して決定をはかる。反則の場合の旗の表示は、主審のみ行う。
1) 鍔競り合いでの、正しい鍔競り合いをしているか、打突の意志があるか、分かれる意志があるか、の判断。
「膠着」（→「分かれ」の宣告、ただし安易に判断しない）
「時間空費」・「公正を害する行為」（→「反則」）
なお、鍔競り合いの姿勢、逆交差、時間空費などは、総合的かつ客観的に判断して「一般的に見て異常な行為」と判断したら反則をとる。
2) 弦が回る（刃筋が正しくない）場合、以後その行為が続く場合は有効打突としない。（「細則」第 27 条）
3) 試合者が竹刀を落としたり倒れたりしたときに、相手が直ちに打突しない場合の「止め」の宣告。
②審判員の中止宣告は、次の場合に行う。（「運営要領」P6「中止」）

弦が回る:主審1回指導

主審が気づかない場合⇒試合継続、有効打突として扱う。

1) 反則の事実（有効打突の取り消しを含む。「規則」第 27 条）
2) 負傷や事故
3) 危険防止
4) 竹刀操作不能の状態
5) 異議の申し立て
6) 合議

③審判員の合議は次の場合行う。（「運営要領」P8「合議」）
1) 有効打突の取り消し
2) 審判員の錯誤
3) 反則の事実が不明瞭な場合
4) 規則の運用および実施の疑義

④審判員の、有効打突およびその他の判定については、同等の権限を有する。（「規則」第 24 条）また、審判員としての主体性・独自性を保ちながら、協調・協働して当該試合を運営していくということを忘れない。ただし、他の審判員の判断に追随するということではない。

7　審判員の位置取りと移動について（下図１～６参照）

(1) 図１は主審・副審の主な責任区域であって、“責任区域から出てはいけない”という意味ではない。また、図２の移動の範囲は、動くことがあり得る範囲を示したもので、この範囲を“自由に動いてもよい”ということでない。（「手引き」P12・13）

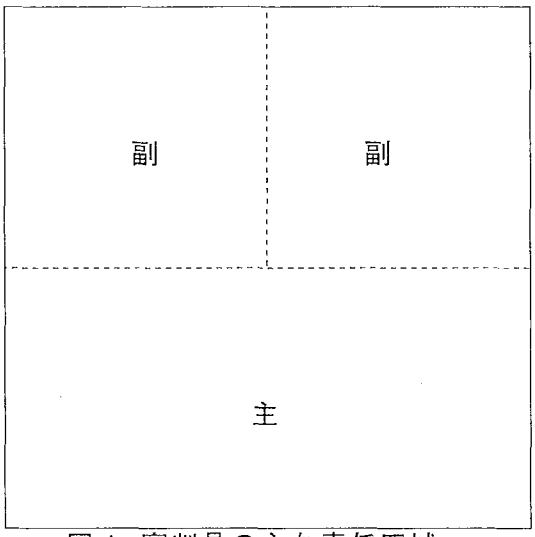


図１　審判員の主な責任区域

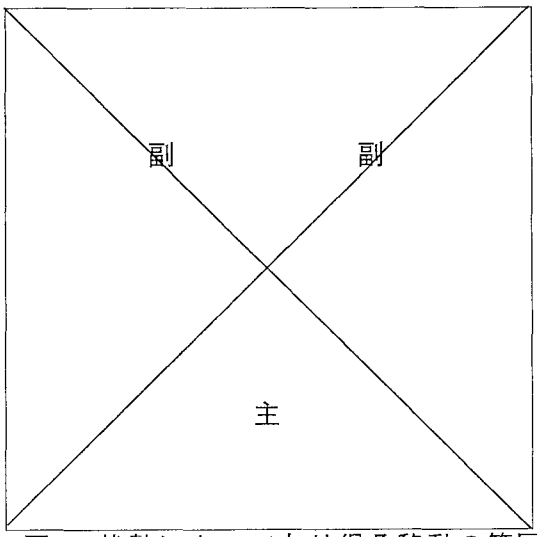


図２　状勢によって有り得る移動の範囲

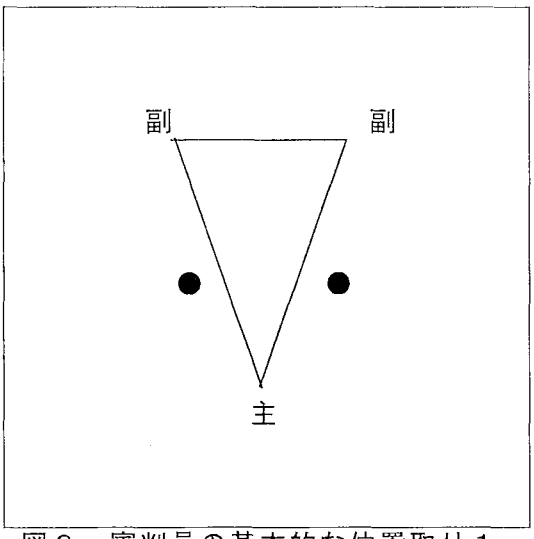


図３　審判員の基本的な位置取り１

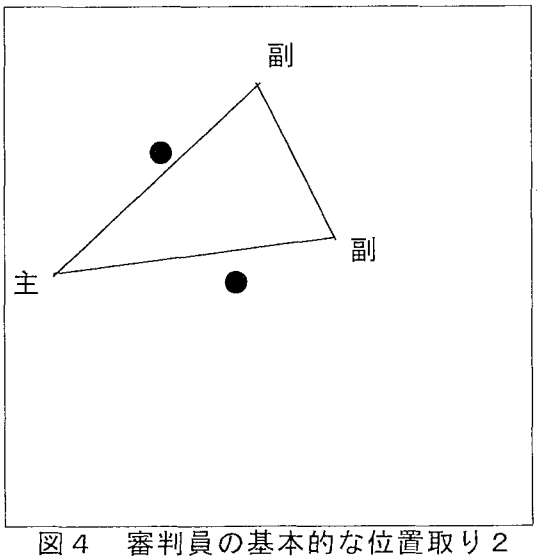


図４　審判員の基本的な位置取り２

『主審が動かないと副審が動けない訳ではない』
『選手の動きをよく見て、先読みして位置どりをする』
『走らない。一歩目を大きくすると位置どりしやすくなる』

・他会場には入らない。
試合場が隣接し、他会場に入らざるを得ない場合
⇒『止め』をかけて戻る。

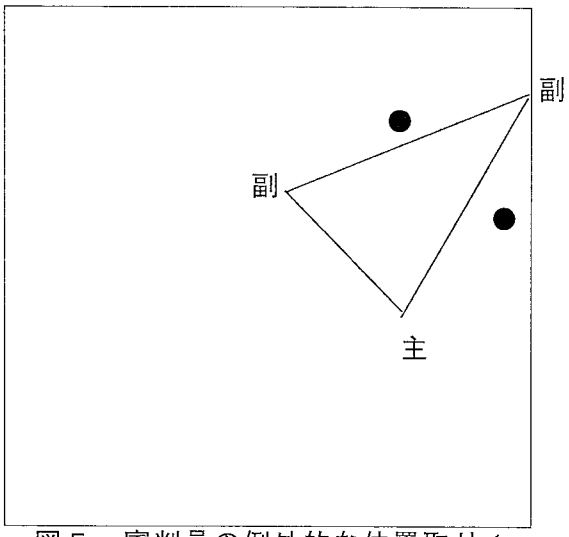


図５　審判員の例外的な位置取り１

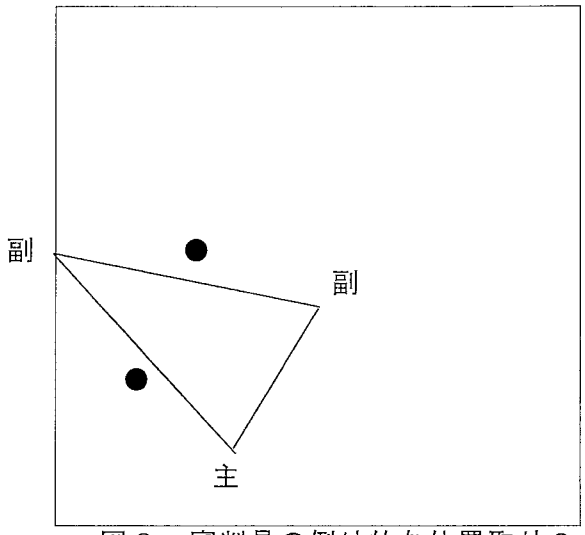


図６　審判員の例外的な位置取り２

(2) 主審を頂点とした二等辺三角形を、基本とすること（図３）。ただし、試合者の動きにあわて、三人の連携やバランスを保ち臨機応変に移動する（図４）。

(3) 試合者の位置によっては、どちらかの副審が二等辺三角形の頂点となる場合がある（図５・６）。ただし、この状況は緊急避難的な対応であり、可能な限り主審を頂点とした二等辺三角形に素早く復することを念頭におき、位置取りを行なう。

(4) 上段の選手に対する位置取り…上段の選手に対する突き技が、見える位置に寄る。

(5) 片側に三人の審判が寄り集まり停止したような場合は、主審は直ちに「止め」をかけることが賢明である。

８　「新型コロナウィルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」について

令和５年度全剣連剣道中央講習会における別紙の配布資料（令和５年４月１日付け）による。

鍔競り合い補足

【鍔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。(剣道試合・審判運営要領の手引きより)】
『ルールが変わったのではなく明確、厳格になった。コロナ収束後も変わらない』
『鍔競り合いの反則はどちらかに与える。両者反則にしてしまうとまた同じ事が繰り返されるため』

審判実技研修メモ

・移動時は旗を降らない
・審判員の入退場は**1.5m**間隔で行い、礼の後真っ直ぐ副審の位置へ移動　**(副審は開始線よ10cm外側)**
・審判の礼は始めと終わりの2回
・二等辺三角形の外側に選手がくる位置取り
・上段の選手には突部が見える位置取り
・自分の信念で旗を上げる
・合議は1mの間隔をあけ、結論を持って
・不明瞭な反則には選手に説明を加える
・有効打突の取り消しの宣告方法
　〇〇有り⇒合議⇒説明⇒〇〇有り⇒取消

・蹲踞：右足が開始線に掛かっているのが正解
・鍔競りは打突後から約3秒（結構短い）
・鍔競り合いで分かれる場合、剣先を開いたり、下げてはならない（先日の高齢者大会で反則事例多数あり！）
・三所かくしについて
　『捌いて打突につながっているか、時間空費の反則なのかを見極める』
・審判中はマスクを外す
　どうしても外したくない、外せない場合は試合前の審判員の集合時に確認、了解を得る
・審判員も稽古により技量向上が必要

参考　全日本剣道連盟Youtube動画

・社会体育指導員（剣道）初級「審判法」
　https://www.youtube.com/watch?v=MpyowoPyse4
・新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法「つば競り合いの解消の際の見極め」について
　https://www.youtube.com/watch?v=hbw4yWZGqSA&t=91s
・新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法
　https://www.youtube.com/watch?v=MKIlM1kXkz8&t=1s

令和5年4月1日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1　審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鍔)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果が大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2　質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないよう調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2～3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば競り合いの解消の際の見極めについて	
つば(鍔)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？	「つば(鍔)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸(※目安としておよそ3秒)」とし、双方が鍔と鍔で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。 ※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」とした。
(6) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない	
相互に分かれようとしている途中に技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？	「つば(鍔)競り合い」は鍔と鍔が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(およそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中」に技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれようと見せかけて」技を出した場合は合議の上、反則を適用する。 「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(およそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。 なお、「つば(鍔)競り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(およそ3秒)」以内でとする。
分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは？	分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。 ※主審は、一呼吸(およそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鍔)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。

令和５年度(第５８回)剣道中央講習会

令和５年４月１日

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

１．主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。

２．不当な「つば（鍔）競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。

・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば（鍔）競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。

・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。

・「つば（鍔）競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第１条に則り反則を適用する。
2. 「つば（鍔）競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば（鍔）競り合い」解消に至る時間は「一呼吸（目安としておよそ3秒）」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。（審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれない。
7. 「つば（鍔）競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば（鍔）競り合い」から鍔と鍔で競り合う（押し合う）力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
 選手：面マスクまたはシールドを着用する。
 審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする

以上

剣道試合・審判・運営要領の手引き

P9.

2　つば（鍔）競り合いについて

つば（鍔）競り合いは、鍔と鍔とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鍔競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

鍔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鍔競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。

①　正しい鍔競り合いをしているか。
②　打突の意志が有るか。
③　分かれる意志が有るか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

○　一般的に見て異常な行為であれば、不当な鍔競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第１条の目的に帰結することになる。こうしたことに加えて、「時間的な経過」「状勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。

○　終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鍔競り合いである。

○　鍔競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。

○　技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。

○　打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。

○　暴力的であったり、意図的なひっかけ（ひっかけることを目的にする）や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。

○　こうちゃく（膠着）の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。

○　判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鍔競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。

以上